

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1071号

2021年（令和3年）5月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

保健所における他課に属さない事務に係る
コンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）5月6日付けで諮問（第1071号）された保健所における他課に属さない事務に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）対策の重要な柱として、国はコロナに係るワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種を全国民に対して行っていくこととなった。2021年（令和3年）2月16日に予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」が厚生労働大臣から発出され、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種とみなし、市町村がワクチン接種を行うよう指示があった。なお、ワクチン接種に係る事務については、予防接種法第29条の規定により、第一号法定受託事務となるため、地方自治法第245条の9の規定に基づく処理基準として示された「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」により事務を行うこととなる。

ワクチンの接種においては、接種券、接種済証等により構成されるクーポン券を市民に郵送し、接種実施機関において問診に使用する予診票に接種券、ワクチン接種シール等を貼り付け、接種料支払いのための請求書とし、自治体に送付される。

厚生労働省は、このワクチン接種を各自治体において円滑に行うに当たり、ワクチン接種に関係する国、都道府県、市区町村、医療機関、医薬品卸業者、配送業者などの中で、より効率的にワクチン等に関する情報を収集、共有し、迅速に事務処理ができるようにするため、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）を構築した。

本市も、国から示された手順に基づき、ワクチン接種に係る情報把握及び管理支援を行うため、V-SYSを利用したワクチンの分配、接種を実施しようとする医療機関の管理、接種券付き予診票の発行、クーポン券の再発行手続、住所地外接種の申請受付等を行う必要があることから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) V-SYSの概要

国が構築したV-SYSは、インターネット経由で提供する機能を利用するクラウドサービスとなるため、市側でサーバー等の機器は一切保有せず、国内のデータセンターに構築されたシステムを本市が管理する庁内ネットワーク上の端末から神奈川県が構築した神奈川情報セキュリティクラウド（KSC）を経由して、利用する。

また、V-SYSの機能の一つとして、ワクチン接種総合案内サイト（以下「コロナワクチンナビ」という。）を住民向けに公開しており、ワクチン接種ができる医療機関の検索、接種予約の受付状況の確認及び住民からの電子申請（住所地外接種届及び接種券再発行申請）に対応する機能を有している。

ア 接種を実施しようとする医療機関の管理

(ア) 委任状受領

ワクチン接種の実施に係る自治体と接種実施医療機関等との契約については、全国知事会を自治体の代理人、日本医師会を接種実施医療機関等の代理人とした集合契約を締結することにより行われる。ワクチン接種の実施を希望する医療機関は、前述の契約に係るそれぞれのとりまとめ団体（本市又は本市医師会）へ委任状を提出し、とりまとめ団体が日本医師会へ再委任することで、集合契約へ参加することとなる。接種実施を希望する医療機関のうち、医師会に属さない医療機関のとりまとめ団体は各市区町村となっているため、それらの医療機関から

の委任状は本市がV-SYS上で受領する。

(イ) 医療機関・接種会場情報の確認、承認、登録

医療機関が入力した情報の確認及び承認を行う。医療機関が自ら入力、登録できない場合は、医療機関代表者の本人同意の上、本市が代理で情報を入力し、登録を行う。

イ 接種券付き予診票の作成

(ア) 市職員の優先接種対象者用

本市は、優先接種対象者（保健所職員や救急隊員等）の接種予定者一覧表を本人同意の上、作成する。作成した一覧表をV-SYSに取り込み、接種券付き予診票を印刷する。

(イ) 高齢者施設従事者用

高齢者施設が従事者の氏名、住所、生年月日を含んだ一覧表を本人同意の上、作成し、本市に提出する。本市は提出された一覧表をV-SYSに取り込み、接種券付き予診票を作成する。作成した予診票は高齢者施設に郵送等を行う。

ウ クーポン券の再発行

クーポン券の再発行を依頼する者は、利用規約及びプライバシーポリシーに同意の上、コロナワクチンナビの申請フォームに住民票の市町村、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号、住民票の住所、再発行理由及び接種状況を入力して申請する。本市はV-SYS上で申請を受理し、申請内容審査の上、クーポン券の再発行を行う。再発行したクーポン券は依頼者へ郵送する。

エ 住所地外接種に係る申請受付

住所地外接種を希望する者は、利用規約及びプライバシーポリシーに同意の上、居住地（接種を希望する）市町村名、接種券番号、住民票所在地の市町村名、接種状況及び届出理由をコロナワクチンナビの申請フォームに入力して申請する。コロナワクチンナビでは、申請に基づき住所地外接種届出済証がV-SYSにより自動で交付される。住所地外接種を希望する者は、住所地外接種届出済証をクーポン券とともに接種会場へ持参する。

(3) V-SYS内でコンピュータ処理を行う情報について

ア 接種を実施しようとする医療機関の管理

(ア) 委任状受領

医療機関名、医療機関所在地、契約代表者役職、契約代表者氏名、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス

(イ) 医療機関・接種会場情報の確認、承認、登録

医療機関名、医療機関所在地、保険医療機関コード、代表者氏名、責任者氏名、管理者氏名、接種担当医師氏名、電話番号、電子メールアドレス

イ 接種券付き予診票の作成

(ア) 市職員の優先接種対象者用

氏名，住民票の住所，生年月日，性別，医療従事者/高齢者施設等従事者の別，所属機関

(イ) 高齢者施設従事者用

氏名，住民票の住所，生年月日，性別，所属機関

ウ クーポン券の再発行

住民票の市町村，氏名，フリガナ，生年月日，電話番号，住民票の住所，再発行理由，接種状況，送付先住所（住民票の住所と異なる場所へ送付を希望する場合に限る。）

エ 住所地外接種に係る申請受付

住所地（接種を希望する）市町村，接種券番号，住民票所在地の市町村，接種状況，届出理由

(4) コンピュータ処理を行う必要性について

本システムは，V－SYS上でワクチンの分配量等の処理をすることにより，各関係機関が円滑に情報を処理することが可能となることに加え，コロナワクチンナビで接種券の再発行などの手続を行うことにより，市民の利便性向上及び本市の円滑なワクチン接種事務手続が可能となることから，多くの情報を迅速かつ正確に処理するため，コンピュータ処理を行う必要性がある。

(5) 安全対策

ア 本市の安全対策

(ア) 本市が管理する庁内ネットワーク上の端末を利用し，神奈川県が構築した，セキュリティクラウドを経由して，V－SYSにログインする。

(イ) 交付されたID及びパスワードの利用は，地域保健課長に使用を許可された職員に限定する。

(ウ) 人事異動の都度，V－SYSに登録する職員情報を見直すとともに，ID及びパスワード管理の徹底並びに定期更新に努める。

(エ) 取り扱うすべての情報に対し，不正な持ち出し，改ざん，破壊，紛失，漏えいなどが行われないよう管理を徹底する。

イ システム提供事業者の安全対策

(ア) 厚生労働省が，管理及び運営を行っているシステムであるため，厚生労働省の管轄において，適切にシステム提供を行っている。

(イ) システム提供事業者は，一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマーク（Pマーク）の使用が許諾され

ており、日本産業規格「J I S Q 1 5 0 0 1 個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に適合し、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であるとの評価を得ている。

- (ウ) システム提供事業者は、提供するシステムの利用に当たり、プライバシーポリシーを定めるとともに、ホームページで公開し、サービス利用者の個人情報の適切な管理に努めている。なお、市民がコロナワクチンナビの住民申請機能（クーポン券再発行申請及び住所地外接種の届出）を利用する際は、プライバシーポリシー及び利用規約に同意した上でサービスを利用する。
- (エ) V－S Y S上で保有する個人情報は、翌々月の特定日にデータが一括削除される。
- (オ) 事前に発行された I D及び利用者が設定したパスワードを入力した後、事前に登録した電子メールアドレス宛に送付されるワンタイムパスワードを入力することで認証される。
- (カ) V－S Y Sは、一定時間ページ操作がない状態が続くと自動的にログアウトする仕様である。
- (キ) V－S Y Sは、日本国内のデータセンター内に構築されており、国内法が適用される。
- (ク) 通信は暗号化（S S L通信）されており、通信上の第三者への漏えいが防止されている。

(6) 実施時期

- ア V－S Y S稼働
2 0 2 1年（令和3年）2月15日
- イ コロナワクチンナビ稼働
2 0 2 1年（令和3年）3月29日
- ウ コロナワクチンナビ住民申請機能稼働
2 0 2 1年（令和3年）4月20日

(7) 添付資料

- ア 令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」
- イ ワクチン接種に係る集合契約のイメージ図
- ウ V－S Y S概要資料

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本システムは、V－S Y S上でワクチンの分配量等の処理をすることにより、各関係機関が円滑に情報を処理することが可能となることに加え、コロナワクチンナビで接種券の再発行などの手続を行うことにより、市民の利便性向上及び本市の円滑なワクチン接種事務手続が可能となることから、多くの情報を迅速かつ正確に処理するため、コンピュータ処理を行う必要性がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)のア及びイにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 本市の安全対策

(ア) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア(ア)

(イ) システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(イ)

(ウ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(イ)

(エ) 日常的な安全対策

ア(ウ), ア(エ)

イ システム提供事業者の安全対策

(ア) 実施機関がシステム提供事業者の安全対策を確認できるようにするための措置

イ(イ)

(イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

イ(エ)

(ウ) システムの不正アクセスを防止するための措置

イ(オ)

(エ) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置

イ(ク)

(オ) 日常的な安全対策

イ(ウ), イ(カ)

(カ) その他安全対策を高めるための措置

イ(ア), イ(キ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、システム提供事業者の安全対策の万全性について、本市において確認する方法を検討することを要望する。

以 上